

千葉市民の食習慣の改善に向けた連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と国際的な消費財業界団体 The Consumer Goods Forum（C G F）の日本における健康促進を目的に活動している Healthier Lives（HL）日本ローカルグループの減塩ワーキンググループの参画メンバーである、味の素株式会社（以下「乙」という。）、国分グループ本社株式会社（以下「丙」という。）及びエスビー食品株式会社（以下「丁」という。）は、相互に連携を強化し、市民の健康増進のための食習慣の改善に取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、及び丁が相互に連携しながらお互いの資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、千葉市の一層の活性化及び市民の食習慣の改善に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、及び丁は、前条の目的を達成するため、次の項目について、連携し協力する。

- （1）食塩摂取量の減少につながる食習慣の啓発に関する事項
- （2）市民の食習慣の改善に係る調査及び分析に関する事項
- （3）その他、甲、乙、丙、及び丁が協議し、必要と認める事項

2 甲、乙、丙、及び丁は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙、丙、及び丁の合意の上、決定する。

（協定の変更及び解除）

第3条 甲、乙、丙、及び丁は各当事者のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

2 甲、乙、丙、及び丁は、各当事者のいずれかが法令、条例若しくは本協定のいずれかに違反した場合、本協定を解除することができるものとする。

3 甲、乙、丙、及び丁は、各当事者のいずれかが反社会的勢力（暴力、威力、社会運動の標榜、政治活動の標榜、脅迫的言辞、詐欺的手法を用いて不当な要求を行い経済的利益を追求する団体又は個人などを指すが、これに限られない。）と社会的に非難されるべき関係を有していると合理的に認められる場合は、何らの催告を要さず直ちに本協定を解除することができるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙、丙、及び丁は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務及び目的外使用禁止義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙、及び丁協議の上、これを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、及び丁それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 東京都中央区京橋一丁目15番1号
味の素株式会社
執行役 サステナビリティ推進部長 小野 郁

丙 東京都中央区日本橋1丁目1番1号
国分グループ本社株式会社
執行役員 経営企画部長 兼 未来事業統括部長
青山 知夫

丁 東京都中央区日本橋兜町18番6号
エスビー食品株式会社
広報・IR室
スペシャリスト 高山 大介